

市民文化会館樹木等保守管理業務委託仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、市民文化会館樹木等保守管理業務(以下「業務」という。)に関し、春日部市(以下「発注者」という。)と業務受託者(以下「受注者」という。)との必要な事項を定めるものである。

(業務期間)

第2条 業務期間は、契約確定日から令和8年3月13日までとする。

(業務場所)

第3条 業務場所は、次のとおりとする。

所在地 春日部市粕壁東二丁目8番61号 市民文化会館

(支払い方法)

第4条 支払い方法は、完了後一括払いとする。

(業務内容)

第5条 業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 別紙業務概要のとおり。
- (2) 作業終了後は発注者へ速やかに点検報告書を提出すること。

(業務予定)

第6条 業務予定は、次のとおりとする。

- (1) 年間の業務遂行予定を発注者と受注者とが協議して計画し、受注者は、予定表として発注者に提出すること。
- (2) 作業(剪定、伐採、薬剤散布・消毒、除草等)を行う場合には、作業を行う7日前までに、作業場所に隣接する住宅、店舗等へ連絡をすること。

(協議)

第7条 業務実施上この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

別紙

市民文化会館 樹木等保守管理業務委託業務概要

1 管理対象

(1) 文化会館敷地内（中央図書館管理区域を除く。）

No.	品目	規格・寸法	回数
1	除草剤散布	1,300 m ²	3回
2	草刈	1,300 m ²	3回
3	低木刈込	370 m ²	1回
4	中木剪定	35本	1回
5	高木剪定、クス他	60本	1回
6	フジ剪定	フジ棚	2回
7	薬剤散布	一式	3回
8	ケヤキ基本剪定	12本	1回
9	サクラ枯枝剪定	一式	1回

(2) 文化会館敷地内薬草園（中央図書館管理区域を除く。）

No.	品目	規格・寸法	回数
1	高・中木剪定	一式	1回
2	低木剪定	一式	1回
3	薬剤散布	一式	3回
4	除草	一式	3回

(3) 文化会館内（3階和室横）

No.	品目	規格・寸法	回数
1	庭園内剪定	一式	1回

2 発生材処分

(1) 処分量 約6,000 kg

(2) 発生材の処分先

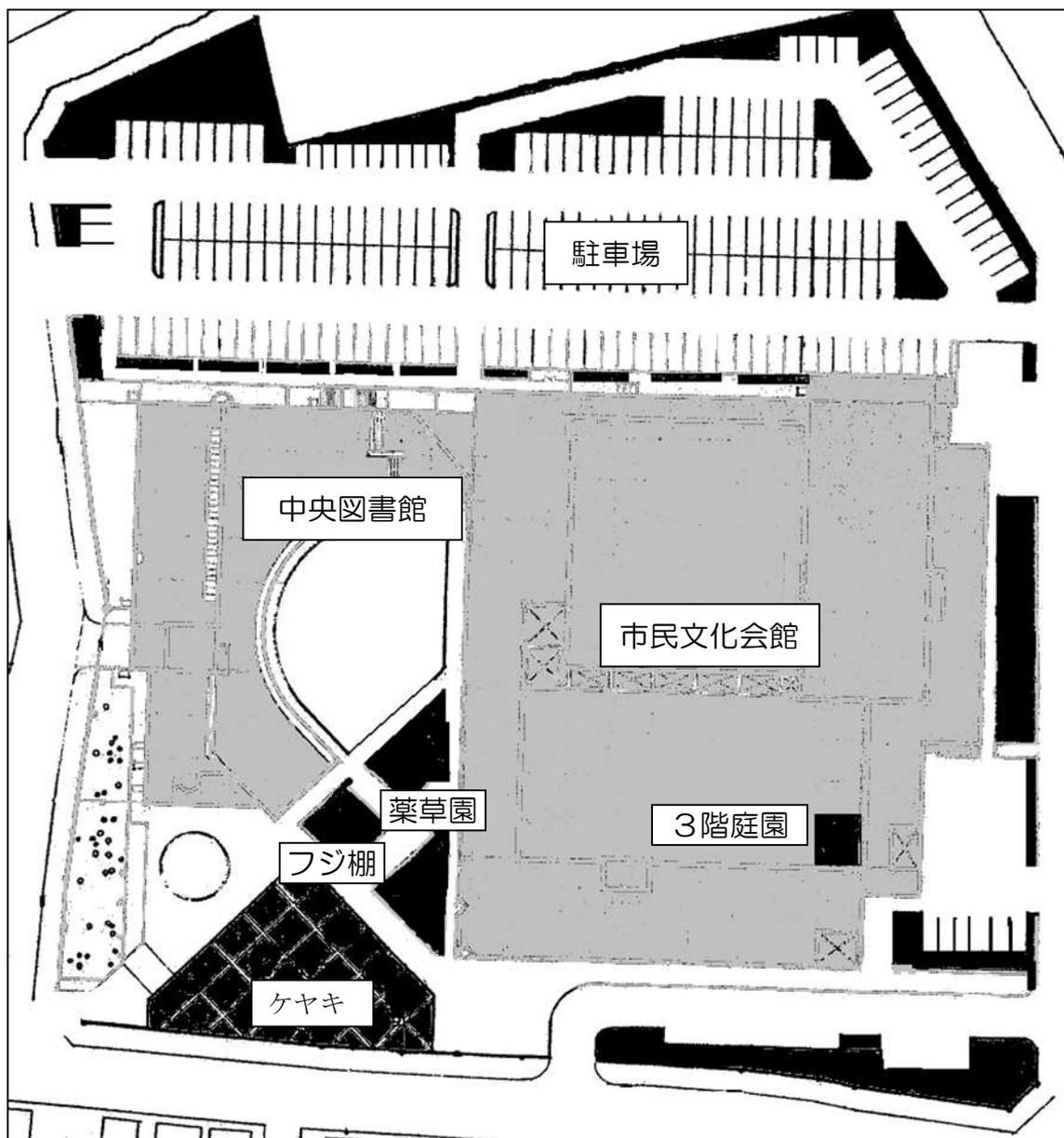
- 1) 発生した剪定枝等の処分先については、原則次のとおりとする。
豊野環境衛生センター 春日部市豊野町三丁目6番地
- 2) 搬入方法は、豊野環境衛生センターの規定に従うこと。
- 3) 上記施設で処理できない剪定枝等については、春日部市が事前に協議をした一般廃棄物処理施設（さいたま市浦和区）への当該施設が指定する方法により搬入するものとする。

3 その他

- (1) 管理対象の高・中木、3階庭園及び薬剤配布範囲は現況を確認のこと。
※市民文化会館敷地見取り図はこのページ参照。

春日部市民文化会館敷地見取り図

※黒い部分が管理対象範囲



(2) その他

作業において、外観上、枯れや食害により倒木の可能性が見込まれる樹木（作業対象樹木以外を含む。）を確認した場合には、速やかに情報の提供をすること。

ただし、本業務委託として、樹木の状況確認を求めるものではない。